

平成29年度 「日韓新時代支援プログラム : Hand in hand to the future

～新たな50年に向けて日韓共通の課題に取り組む～」

### 公募説明書

わが国に最も近い隣国である韓国との間では、1965年の国交正常化以来、政府レベルはもちろん、市民レベルでも様々な交流が行われてきました。

しかし、国交正常化から50年の時を経て、両国の関係、国際環境が大きく変化した今日、新たな50年に向け、市民レベルの交流にも新しい発想、形が求められています。

このような状況に鑑み、今般、日韓文化交流基金は、新たな支援プログラムを実施することとしました。

本プログラムでは、「政治、経済、社会等の様々な分野において日韓両国が直面する共通の課題に、両国の青少年、中高年層、研究者、ジャーナリスト等、多様な主体が共同で取り組む」ことを目標とし、支援対象を個人と、団体に分けて募集いたします。

本プログラムに多くの個人、団体の方々が応募くださり、日韓関係を未来志向で発展させていくための、足がかりを築いてくださることを期待いたします。

#### ◇重点テーマ

日韓両国に共通する諸課題（少子高齢化、社会保障、安全保障、環境問題、防災等）の解決に向けた取組をテーマとした学術活動（個人）及びシンポジウム、会議、人的交流事業等（団体）。

#### ◇対象期間

2017年12月1日～2018年3月16日

## I. 学術活動支援 【個人対象】

---

### 1. 対象分野

両国に共通する諸課題の解決に向けた取組をテーマとした学術活動に対する支援

#### **申請資格**

本支援に応募可能な方は次のとおりとします。

##### **【招聘】**

- ① 韓国籍であり、日本の永住権を持たないこと。
- ② 大学院修士課程在籍以上の大学院生、大学・研究機関等に在籍する研究者、報道関係者
- ③ 期間中は継続して日本に滞在できること。
- ④ 滞在先で支障なく活動できる健康状態であること。
- ⑤ 活動を行うのに十分な日本語または英語能力を有すること。
- ⑥ 期間終了後1～3カ月以内に報告書を提出すること。報告書は当基金のウェブサイトで公開します。また関係者出席の報告会で報告をお願いすることがあります。
- ⑦ 期間中、日本において定期的な報酬のある職に就いていないこと。
- ⑧ 期間中は他機関の研究助成を重複して受給できません。

##### **【派遣】**

- ① 日本国籍あるいは日本の永住権を持つこと。
- ② 大学院修士課程在籍以上の大学院生、大学・研究機関等に在籍する研究者、報道関係者。
- ③ 期間中は継続して韓国に滞在できること。
- ④ 滞在先で支障なく活動できる健康状態であること。
- ⑤ 活動を行うのに十分な韓国語または英語能力を有すること。
- ⑥ 期間終了後1～3カ月以内に報告書を提出すること。報告書は当基金のウェブサイトで公開します。また関係者出席の報告会で報告をお願いすることがあります。
- ⑦ 期間中、韓国において定期的な報酬のある職に就いていないこと。
- ⑧ 期間中は他機関の研究助成を重複して受給できません。

### 2. 支援期間及び対象経費

#### (1) 期間

14日以上100日以内

#### (2) 支援額

支援額は基金の基準により研究歴、経歴等に応じて下記のいずれかに決定します。

- A 月額 360, 000 円 (日額 12, 000 円)
- B 月額 330, 000 円 (日額 11, 000 円)
- C 月額 300, 000 円 (日額 10, 000 円)
- D 月額 270, 000 円 (日額 9, 000 円)
- E 月額 240, 000 円 (日額 8, 000 円)

支援額は原則として月単位で支給します。また一時出国する場合は不在期間分を除き支給します。

### (3) 渡航費

#### 【招聘】

- ・韓国内の最寄空港と日本の空港間の正規エコノミー往復運賃を上限とし、本人1名、1往復分を実費にて支給します（領収書を必ず提出すること）。ただし韓国以外の海外から来日する場合は、ソウル-東京間の正規エコノミークラス運賃を上限とします。
- ・同伴者・家族の渡航費、国内旅費、前泊等のための宿泊費、荷物別送量は支援の対象となりません。
- ・期間開始前からすでに日本に在住している場合、あるいは期間終了後も継続して日本に在住する場合は、渡航費支給の対象になりません。

#### 【派遣】

- ・日本国内の最寄空港と韓国の空港間の正規エコノミー往復運賃を上限とし、本人1名、1往復分を実費にて支給します（領収書を必ず提出すること）。ただし日本以外の海外から渡韓する場合は、東京-ソウル間の正規エコノミークラス運賃を上限とします。
- ・同伴者・家族の渡航費、国内旅費、前泊等のための宿泊費、荷物別送量は支援の対象となりません。
- ・期間開始前からすでに韓国に在住している場合、あるいは期間終了後も継続して韓国に在住する場合は、渡航費支給の対象になりません。

## 3. 申請書類

申請にあたっては以下のものを提出してください。

### (1) 申請書（指定書式，別添1）

- ① まず、日韓文化交流基金ウェブサイト上申請フォーム（下記）から必要情報を入力・送信してください。入力して頂いたメールアドレス宛に受付番号が送信されます。受付番号が届かない場合は、メールや電話でご連絡ください。

招聘 <https://goo.gl/forms/yD7l92Rq7ECS8Qwb2>

派遣 <https://goo.gl/forms/3aB9xKIMjy1CHVQX2>

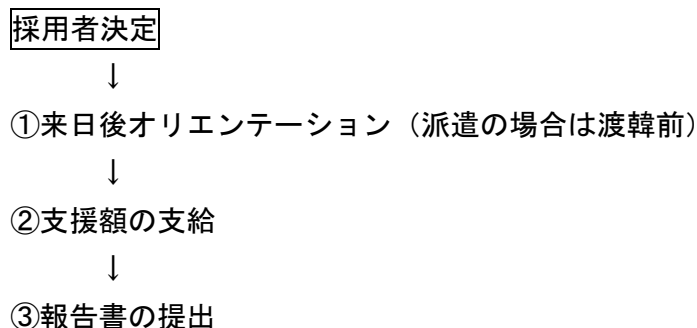
- ② 届いた受付番号を「別添1」の書式右上の欄にご記入の上、申請書を完成させてください。
- ③ 申請書は日本語で記入するものとします。
- (2) 受入協力者の承諾書（サンプル書式，別添2）  
申請時には受入協力者の受入承諾書を提出して頂きます。なお受入機関は研究機関とします。
- (3) 推薦書（指定書式無し）  
申請テーマの該当領域を専門とする大学教員又は研究・報道機関等に所属する専門家（申請者よりもシニアの方）が作成したもの（推薦者は，受入協力者と同一の方でも構いません）。
- (4) 最終学歴の修了（卒業）証明書もしくは在籍・在職証明書

#### 4. 審査基準

審査は下記の審査基準に照らして行い，合計点が合格基準点（100点満点積算で60点）に達したもののうち，予算状況を勘案の上，採用案件を決定します。

- (1) 計画の妥当性【60点】
  - (ア) テーマの妥当性。本事業の目的に資する内容となっているか。（30点）
  - (イ) 計画の妥当性。申請テーマに沿った日韓相互理解の増進が期待できるか。（20点）
  - (ウ) 渡航の必要性。費用対効果が期待できるか。（10点）
- (2) 実績と期待される成果【40点】
  - (ア) 計画とこれまでの実績との整合性。（20点）
  - (イ) 協力者の妥当性。（10点）
  - (ウ) 期待される成果の波及効果。（10点）

#### 5. 採用者決定後の手順



## 6. 募集期間・申請書類の提出先

2017年9月1日（金）～9月29日（金）（締切日消印有効）

原本を下記住所宛に郵便等で送付してください。

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-21-2 ユニゾ水道橋ビル5F

公益財団法人日韓文化交流基金 「日韓新時代支援プログラム（個人対象）」担当者宛

## 7. 結果通知

11月10日までに当基金ウェブサイト上で受付番号を発表します。

- \* 提出された書類は本件審査の目的にのみ利用し、結果に関わらず返却しません。
- \* 審査の結果及び経緯・理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- \* 申請書類は未着等の事故を防ぐため、発送を記録できる方法（書留、宅配便等）での送付をおすすめします。
- \* 採用された方には別途ご連絡を差し上げます。

## Ⅱ. テーマ別交流支援 【団体対象】

---

### 1. 対象分野

日韓両国に共通する諸課題の解決に向け取り組むシンポジウム，会議，人的交流事業等

#### 申請資格

本プログラムに応募可能な団体は次の全ての項目を満たす必要があります。

- ①日本国内または韓国国内を事業実施地とすること。
- ②日本に所在する，非宗教・非政治・非営利の団体であること。個人，地方自治体，独立行政法人，国立大学法人，外国政府，在日外国公館は対象外とする。
- ③支援対象となる参加者は日本もしくは韓国の国籍を有し，原則，事業実施時に渡航を伴う移動があること。
- ④非宗教・非政治・非営利活動の事業を実施すること。
- ⑤申請事業が独立行政法人国際交流基金の公募プログラムの支援を受けていないこと。
- ⑥外務省及び他の省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

### 2. 支援対象経費

#### (1) 支援上限額 100 万円

事業経費総額の 50%以内で，上限額を 100 万円とし，経費の一部を支援します。決算報告において当基金の支援額が事業経費総額の 50%を上回る金額は返金の対象となります。

\* 事業期間およびその直前直後に発生した費用を対象とし，原則として事前の打ち合わせや事後処理のために発生した費用は対象外。

\* 事業の変更・中止に伴うキャンセル料への充当は認めない。

#### (2) 対象経費

##### ①渡航費

参加者の国際線の航空運賃，船舶運賃を指します。国内移動の経費は日韓とも支援の対象外。

##### ②宿泊費

参加者の宿舍の室料・税金・サービス料を指し，食費は含みません。

##### ③会場借用費

同時通訳設備使用料を含めることができます。

##### ④通訳費

事業期間中の通訳謝金を対象とします。

##### ⑤資料作成費

会議資料，予稿集，会議報告書等を対象とし，ポスター・パンフレット等の広報資料

は対象外（会議報告書は事業終了後2カ月以内に刊行を予定する場合のみ対象となります）。

\*但し、原則として③④⑤はシンポジウム、会議を含む事業に限ります。

### 3. 申請書類

申請にあたっては以下のものを提出してください。

①申請書（指定書式，別添3）

申請書は日本語で記入するものとします。

②日程案

③参加者名簿（申請時点で判明しているもの。後日参加者を公募する場合はその旨記載してください）

④申請団体の活動現況をあらわす資料

⑤支援希望経費の積算根拠（見積明細書や料金設定のわかるもの）

### 4. 審査基準

審査は下記の審査基準に照らして行い、合計点が合格基準点（100点満点積算で60点）に達したもののうち、予算状況を勘案の上、採用案件を決定します。

①企画の妥当性【70点】

（ア）日程案の妥当性。本事業の目的に資する内容となっているか。（30点）

（イ）事業計画の妥当性。申請テーマに沿った日韓相互理解の増進が期待できるか。  
（30点）

（ウ）予算計画に妥当性があり、かつ実効性があるか。費用対効果が期待できるか。  
（10点）

②実施体制・実績【30点】

（ア）実施体制は確立しているか。（10点）

（イ）作業スケジュールは現実的かつ妥当か。（10点）

（ウ）準備段階を含めた日韓共同作業の側面の充実度。（10点）

### 5. 支援案件決定後の手順

支援案件決定

↓

①振込先通知

↓

②送金（原則として変更事項の有無を確認後、事業実施1ヶ月前程度）

↓

③事業実施



④報告書の提出（事業実施後2ヶ月以内に支援対象経費の領収証（渡航費は利用便の半券含む）コピー添付の上、提出。但し、2018年4月4日を超えないこと）

6. 募集期間・申請書類の提出先

2017年9月1日（金）～9月29日（金）（締切日消印有効）

原本を下記住所宛に郵便等で送付してください。

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-21-2 ユニゾ水道橋ビル5F

公益財団法人日韓文化交流基金 「日韓新時代支援プログラム（団体対象）」担当者宛

7. 結果通知

11月10日までに当基金ウェブサイト上で採用団体を発表します。

- \* 支援金額は申請金額を下回ることがあります。
- \* 提出された書類は本件審査の目的にのみ利用し、結果に関わらず返却しません。
- \* 選抜の経緯・理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- \* 申請書類は未着等の事故を防ぐため、発送を記録できる方法（書留、宅配便等）での送付をおすすめします。

《お問い合わせ》公益財団法人 日韓文化交流基金

担当：（個人）相<sup>あ</sup>長<sup>おさ</sup>

（団体）久保山，山中

〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-21-2 ユニゾ水道橋ビル5F

電話：03-6261-6790 ファクシミリ：03-6261-6780

URL：http://www.jkcf.or.jp メール：hih2017@jkcf.or.jp